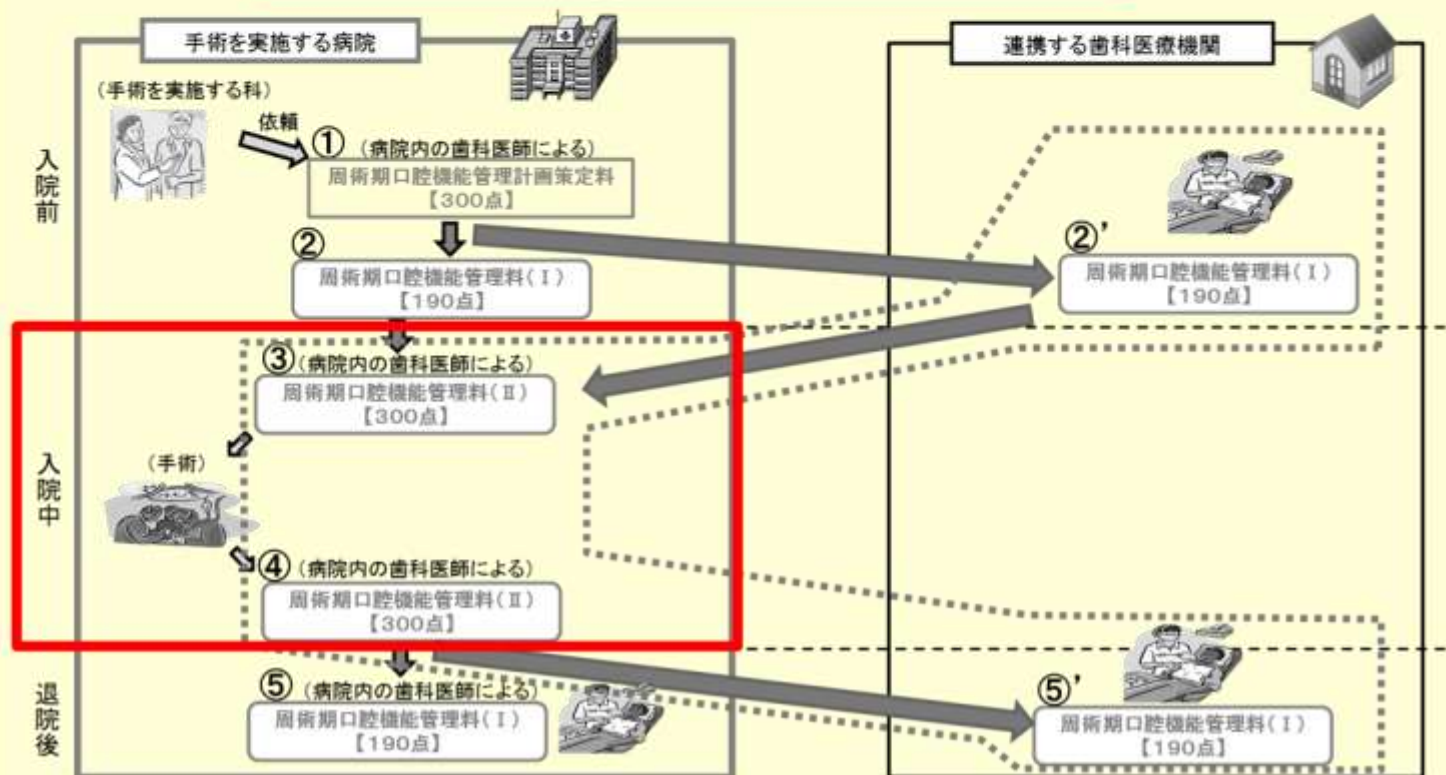


# 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

## 周術期における口腔機能の管理

		手術を行った(又は予定する)保険医療機関	
		同一の保険医療機関(病院)	他の保険医療機関(病院)
患者の状況	入院外	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ロ) ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者
	入院中	周術期口腔機能管理料(Ⅱ) (備考欄ニ) ※同一の医科歯科併設の病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ハ) ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合



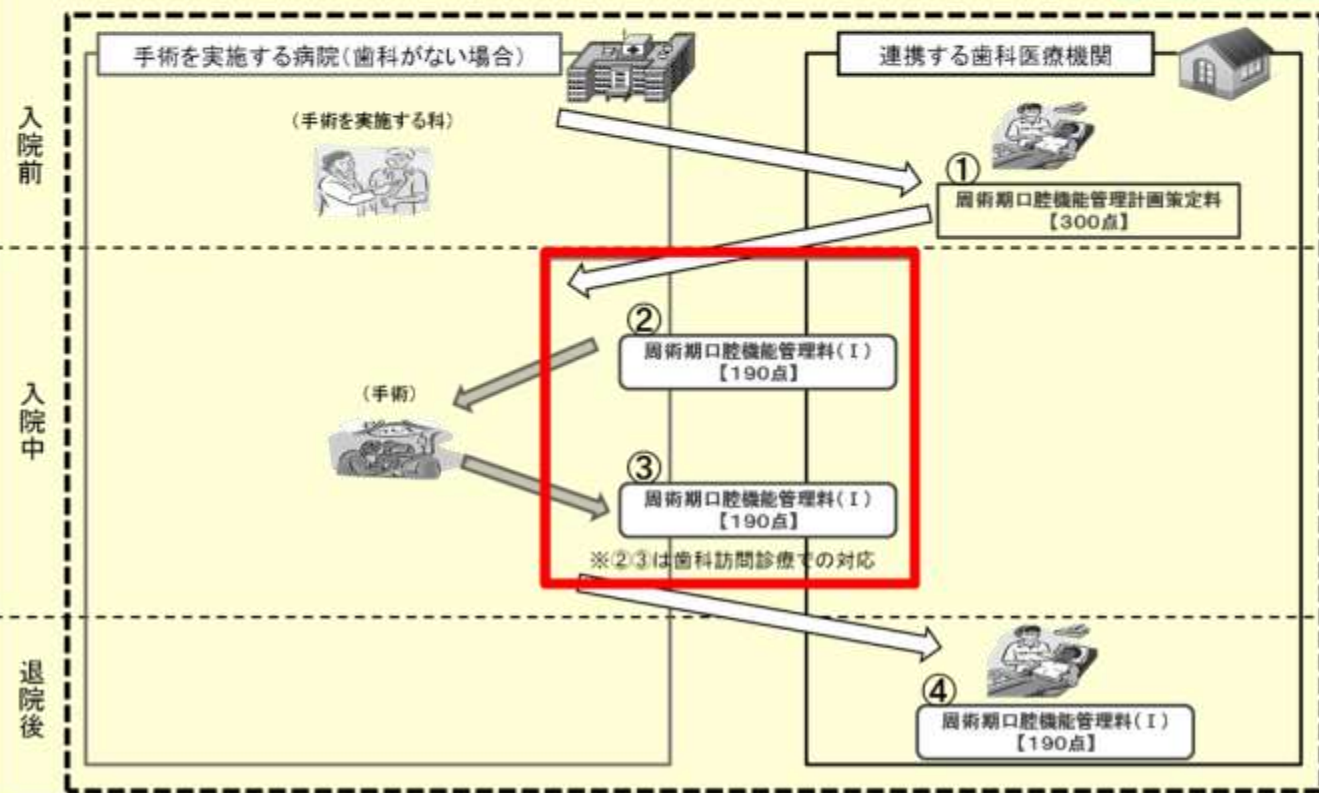
[備考]

ニ 歯科病院又は医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)に属する歯科医師が、同一の保険医療機関において、管理を要する手術を行った入院中の患者の口腔機能の管理を行う場合

# 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

## 周術期における口腔機能の管理

		手術を行った(又は予定する)保険医療機関	
		同一の保険医療機関(病院)	他の保険医療機関(病院)
患者の状況	入院外	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※同一の医科歯科併設病院で外来又は在宅で治療中の患者 ※同一の歯科病院で外来又は在宅で治療中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄イ) ※他の病院で外来又は在宅で治療中の患者
	入院中	周術期口腔機能管理料(Ⅱ) (備考欄二) ※同一の医科歯科併設の病院に入院中の患者 ※同一の歯科病院に入院中の患者	周術期口腔機能管理料(Ⅰ) (備考欄ハ) ※他の医科病院に入院中の患者に対して、歯科訪問診療に併せて管理を行う場合



[備考]

ハ 歯科病院、医科歯科併設の病院(歯科診療科に限る。)又は歯科診療所に属する歯科医師が、他の病院である保険医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除くものをいう。以下この区分番号において「医科病院」という。)において、管理を要する手術を行った入院中の患者の口腔機能の管理を行う場合

## 周術期における口腔機能の管理

### 周術期口腔機能管理料(Ⅲ) 190点

#### [告示]

がん等に係る放射線治療又は化学療法(以下「放射線治療等」という。)の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療等を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行った場合には、当該患者につき、放射線治療等を開始した日の属する月から月1回に限り算定できる。

#### [通知]

##### ・対象患者

放射線治療又は化学療法を受ける患者

##### ・管理報告書の内容

- ①口腔内の状態の評価
- ②具体的な実施内容や指導内容
- ③その他必要な内容

##### ・その他の項目

周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)と共通の項目については、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)及び周術期口腔機能管理料(Ⅱ)の例により算定

## 周術期における口腔機能の管理

### 周術期専門的口腔衛生処置 80点

#### [告示]

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）又は周術期口腔機能管理料（Ⅱ）を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、周術期口腔機能管理料（Ⅰ）又は周術期口腔機能管理料（Ⅱ）を算定した日の属する月において、術前1回、術後1回に限り算定

#### [通知]

周術期における口腔機能の管理を行う歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該患者の口腔の衛生状態にあわせて、口腔清掃用具等を用いて歯面、舌、口腔粘膜等の専門的な口腔清掃又は機械的歯面清掃を行った場合をいう。

## 医科の医療機関との連携

医科の医療機関との連携を評価した歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料の対象疾患に骨粗鬆症(ビスフォスホネート系製剤の服用患者)等の口腔内に合併症を引き起こす疾患を追加する。

改定前	改定後
<p>【歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患</li> <li>・高血圧性疾患 ほか12疾患</li> </ul>	<p>【歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科治療総合医療管理料及び在宅患者歯科治療総合医療管理料に規定する疾患</li> <li>・高血圧性疾患 ほか12疾患</li> <li>・骨粗鬆症(ビスフォスホネート系製剤服用患者に限る。)</li> <li>・慢性腎臓病(腎透析を受けている患者に限る。)</li> </ul>

# 基本診療料や指導管理料における医科診療科との連携を評価

## 医科歯科併設の医療機関の取り組みを評価

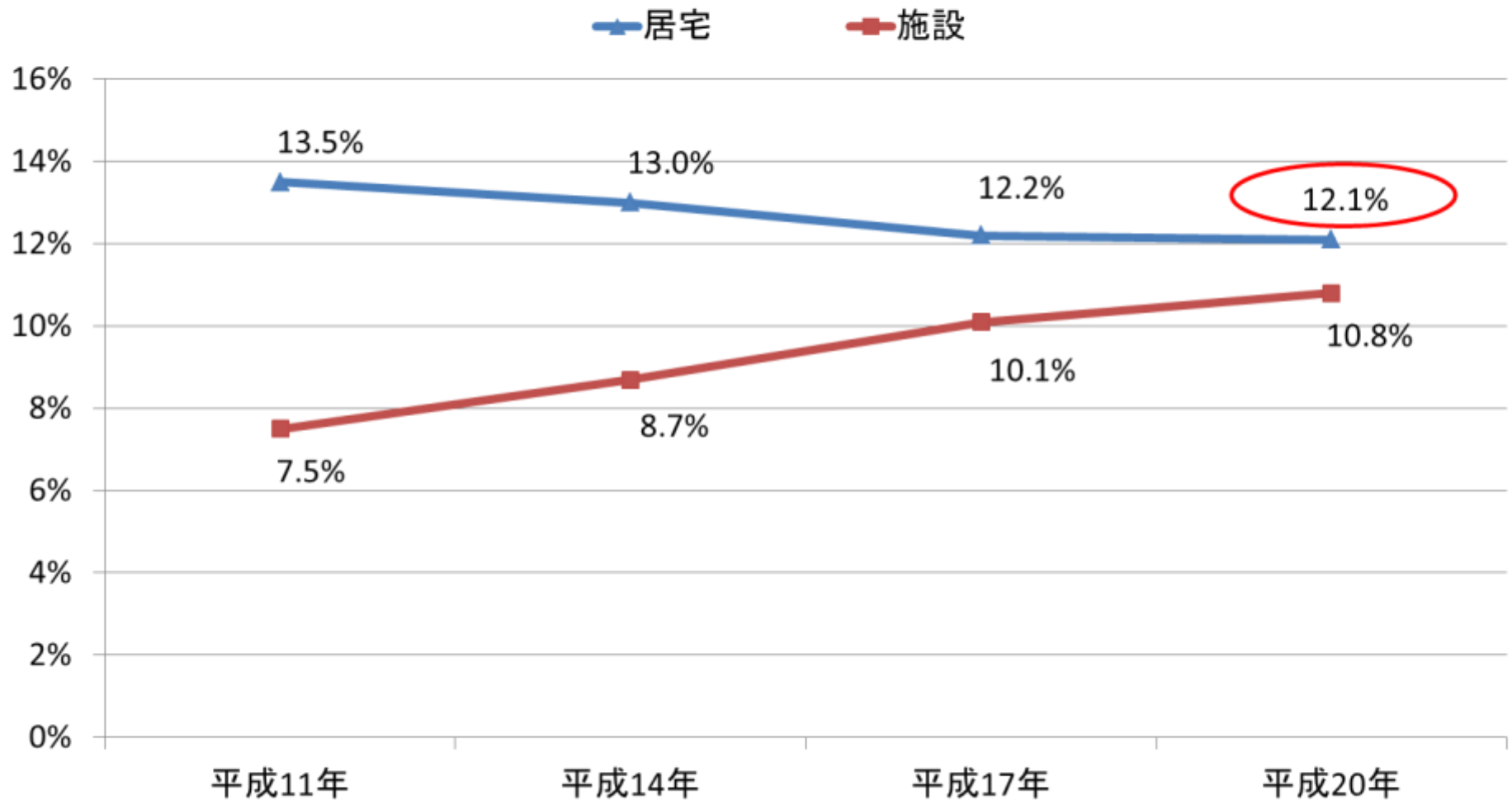
医科歯科併設の医療機関の取り組みを評価する観点から、歯科外来診療環境体制加算、歯科診療特別対応連携加算、歯科治療総合医療管理料等の施設基準の要件となっている別の医科診療を行う医療機関との連携体制について、医科歯科併設の医療機関における連携体制も評価するとともに併せて小児入院医療管理についても評価に加える。

改定前	改定後
<p>(例) 【歯科外来診療環境体制加算(初診料の加算)】 [施設基準]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。</li></ul>	<p>(例) 【歯科外来診療環境体制加算(初診料の加算)】 [施設基準]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。なお、<b>医科歯科併設の保険医療機関にあつては医科診療科との連携体制が確保されていればこの限りでない。</b></li></ul>
<p>&lt;特定入院料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定集中治療室管理料ほか3項目</li></ul>	<p>&lt;特定入院料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定集中治療室管理料ほか3項目</li><li><b>小児入院医療管理料</b></li></ul>

# 重点課題 在宅歯科医療の推進

# 訪問先別の訪問歯科診療を実施している歯科診療所の割合

・施設において訪問歯科診療を実施している歯科診療所は増加しているが、居宅において訪問歯科診療を実施している歯科診療所は減少している。

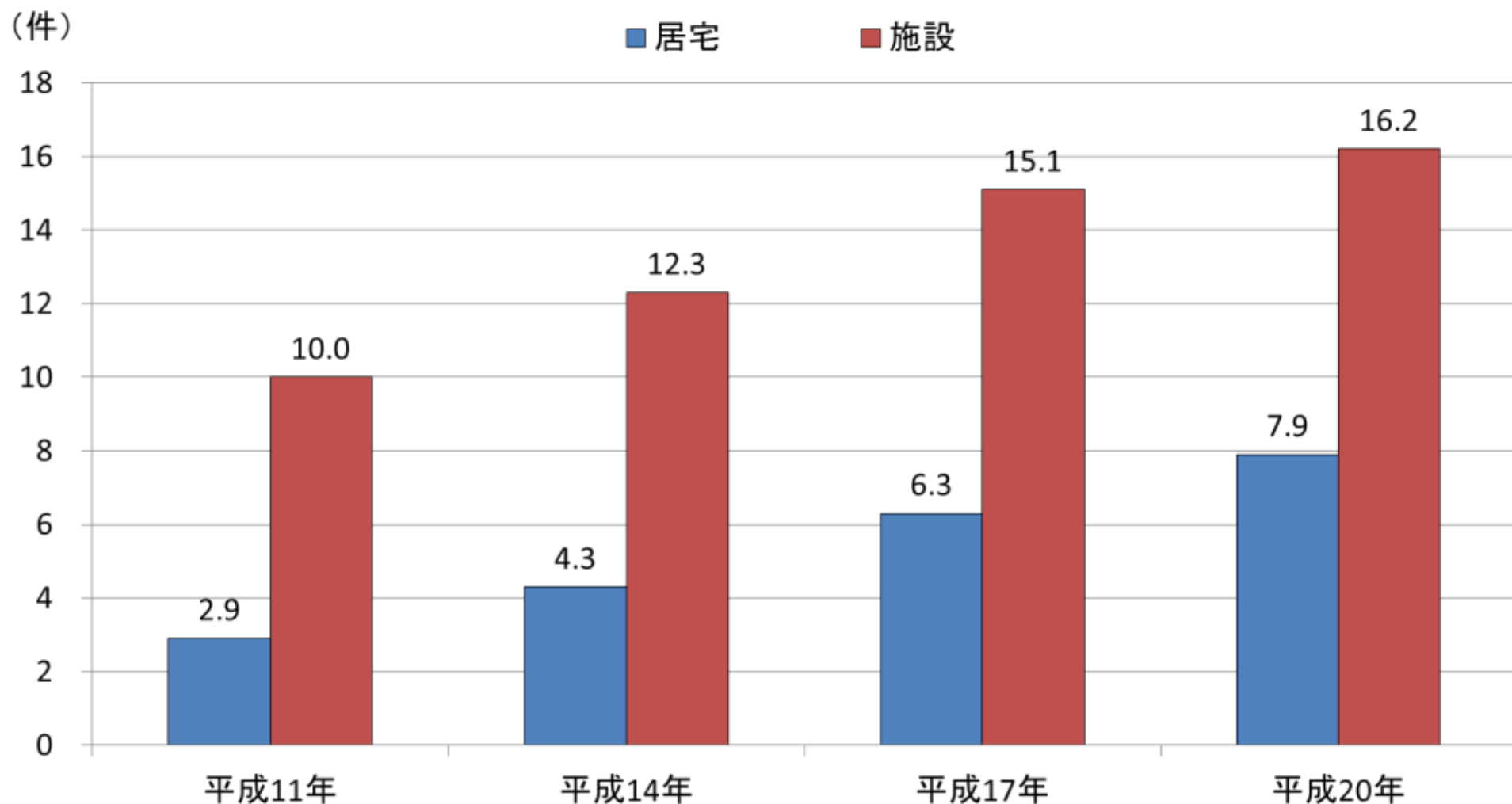


(医療施設調査)



# 1 歯科診療所当たりの訪問歯科診療実施件数（毎年9月分）

・1 歯科診療所当たりの訪問歯科診療実施件数（9月分）は、調査を重ねるごとに増加。



(医療施設調査)

# 在宅歯科医療の評価(重点課題)

## 在宅歯科医療の推進

### ➤ 歯科訪問診療の対象者の表現の見直し

常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者

在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者

→

### ➤ 歯科訪問診療料の評価の引き上げ

歯科訪問診療料1 830点 → 850点

【同一建物居住者(在宅等で2人以上を診療した場合)以外に対する歯科訪問診療をした際の評価】

### ➤ 歯科訪問診療の器具の携行に関する評価の見直し

在宅患者等急性歯科疾患対応加算

【歯科治療に必要な切削器具等を常時携行している場合の評価】

同一初診期間中

1回目 232点

2回目以降 90点

→

同一建物居住者以外

同一建物居住者 同一日に5人以下

同一日に6人以上

170点

85点

50点

### ➤ 歯科衛生士の歯科訪問診療の補助に関する評価

(新) 歯科訪問診療補助加算

同一建物居住者以外

110点

同一建物居住者

45点

# 在宅歯科医療の評価(重点課題)

## 在宅歯科医療の推進

### ➤ 歯科訪問診療料の対象者及び患者の容体の急変時の対応

#### [通知]

改定前	改定後
<p>・歯科訪問診療は常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象とし、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合に限り算定できる。</p>	<p>・歯科訪問診療は、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象としていることから、通院が容易な者に対して安易に算定してはならない。なお、この場合において、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で診療を行った場合に限り算定できる。</p> <p>・在宅等において療養を行っている通院が困難な患者に対し、訪問して歯科訪問診療を行った場合、診療に要した時間が当該患者1人につき20分に満たない場合は、歯科訪問診療料を算定せず、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A002に掲げる再診料及び第2章特掲診療料を算定する。ただし、治療中に患者の容体が急変し、医師の診察を要する場合等やむを得ず治療を中止した場合においては、(5)及び(6)の規定にかかわらず、診療した時間が20分未満であっても歯科訪問診療料を算定することができる。なお、この場合において、必要があつて救急搬送を行った場合は、区分番号C002に掲げる救急搬送診療料を算定しても差し支えない。</p>

# 在宅歯科医療の評価(重点課題)

## 在宅歯科医療の推進

### 在宅患者等急性歯科疾患対応加算

改定前	改定後
<b>【歯科訪問診療料】</b> 注 在宅患者等急性歯科疾患対応加算(1日につき)	<b>【歯科訪問診療料】</b> 注 在宅患者等急性歯科疾患対応加算(1日につき)
イ 1回目 232点	イ 同一建物居住者以外 170点
ロ 2回目以降 90点	ロ 同一建物居住者(5人以下) 85点
	ハ 同一建物居住者(6人以上) 50点

#### [通知]

同一建物居住者以外の歯科訪問診療時においては、本区分の「イ 同一建物居住者以外の場合」により算定し、同一建物居住者の歯科訪問診療時においては、本区分の「ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以下)」又は「ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以上)」により算定する。また、**ロ及びハの人数については、同一日同一建物において、初診料及び再診料を算定した歯科訪問診療並びに区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した歯科訪問診療に係る人数を合算するものとする。**